

海浜幕張コーポ緑化協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の団地を四季を通して、緑に一つまみに環境とし、季節ごとに美しく咲き誇る花に喜ぶ、枝もたわみに光り輝く結実の楽しさが味わえる。そして子供達にも心地よい自然の推移と恵が肌で感ずるような落ちつきのある団地にすることを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は、海浜幕張コーポ緑化協定(以下「協定」といいます)とします。

(協定区域)

第3条 協定の対象となる土地の区域は、海浜幕張コーポ管理組合(以下「管理組合」という)の管理する敷地内全域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号以下「法律」という)第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため、法律による認可を千葉市長に求め、その認可の公告があった日から効力が生ずるものとします。またこの日以後に新たに土地所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものとします。

(協定の変更および廃止)

オ6条 協定事項を変更しようとするときは、協定者全員、合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

(協定の有効期間)

オ7条 この協定の有効期間は認可の公告の日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止について申し出をしない場合は、さらに10年間延長するものとします。

(緑化に関する事項)

オ8条 オ1条の目的を達成するため植える木などについて、次のとおり求めます。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、団地内のみどりを豊かにするばかりでなく、近隣の環境をよくするとともに、臨海地区の景観としてすばらしい団地を築くため、それに適する樹種を次のものから選び植栽することとします。

(1) 花、咲く木

さくら、つばき、さびんか、ふじ、つつじ、など
回転道路周辺は、さくら並木として一段と景観を増すことにします。

(2) 実のなる木

もも、かき、いちじく、うめ、ざくろ、くり、びわ
柑橘類等。
主として、管理組合事務局、集合庁を中心とする団地中央部に集中的に植栽し、果樹の森とすることとします。

(3) その他

団地外周には、主として、常緑樹を植栽し、緑の団地としてのイメージを高めることにします。

(植栽樹木の保護および管理)

第9条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければなりません。

2. 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保護および育成にかかる管理は、管理組合に委任するものとします。

3. 植栽した樹木は、管理組合の承認を得なければ、伐採又は移植することはできないものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意、または重大な過失により、植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは、違反した者に対してとりきめたことから実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることができる。

違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわり、これを行ない、要した費用は違反者の負担とします。

(協定書の保管)

第11条 この協定書は、管理組合の理事長が保管するものとす。

この協定書が全員の合意により、成立したことを証するため、各自記名押印します。

昭和 年 月 日